ウォーターPPPの制度概要について

令和8年11月4日

佐世保市水道局

当該資料は、ウォーターPPPの一般的な制度を説明した資料です。
本市におけるウォーターPPPの方向性は、別紙を参照ください。

目 次

1. ウォーターPPP導入検討の背景

2. ウォーターPPPの概要

目 次

1. ウォーターPPP導入検討の背景

2. ウォーターPPPの概要

1.ウォーターPPP導入検討の背景

・下水道事業を取り巻く環境は、人口減少や施設の老朽化、職員数の減少などにより、経営面や技術面の両面で厳しさを増している。
・持続可能な下水道事業の運営を図るために、民間のノウハウを活用した仕組みの導入が全国的に進んでいる。
・同様の課題を抱えている佐世保市でも、ウォーターPPPによる課題解決の可能性の検討・評価を進めている。
・また、汚水管改築に係る国費支援に関して、令和9年度以降は「ウォーターPPP導入を決定済み」であることが要件となる。

※緊急輸送道路等の下に埋設されている汚水管の耐震化を除く

①下水道事業を取り巻く課題



人口減少
使用料収入の減少



施設の老朽化
維持管理・
更新需要の増大



職員数の減少
執行体制の脆弱化

②従来方式の限界



- 短期・個別発注中心の維持管理では、効率化や技術継承、持続的な事業運営に課題

③求められる方向性



- 民間のノウハウや創意工夫を活用し、**維持管理と更新を一体的・長期的にマネジメント**

④W-PPPの導入検討



- 国の推進方針や事業課題を踏まえ、**持続可能で効率的な下水道事業運営を目指す**

目 次

1. ウォーターPPP導入検討の背景

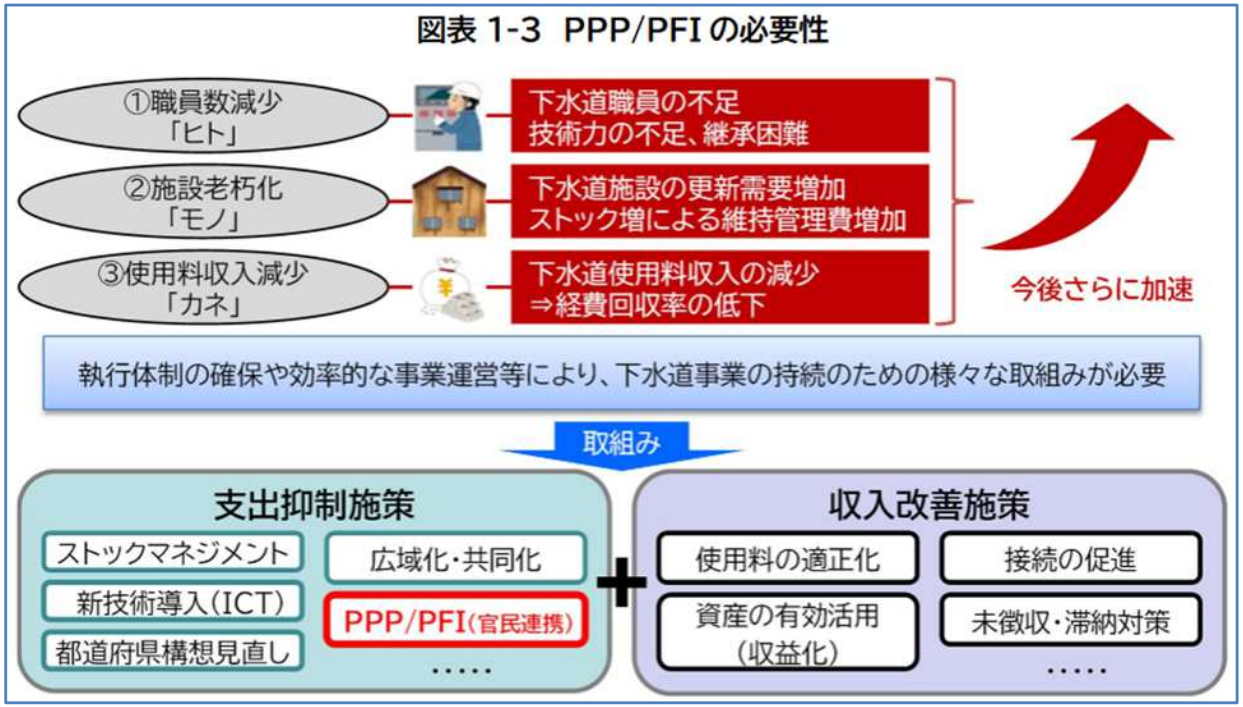
2. ウォーターPPPの概要

2.ウォーターPPPの概要

官民連携（ウォーターPPP）の必要性

・下水道事業の持続可能性をいかに確保するかという観点で様々な検討を進める中で、官民連携（PPP/PFI）手法の導入はヒト・モノ・カネの各方面における課題への対応策の一つとされている。

・国は令和5年に決定した「PPP/PFI推進アクションプラン」において、多様な官民連携の拡大・加速化したため、ウォーターPPPの活用を位置づけており、下水道分野における官民連携手法の導入を推進している。



（出典）下水道事業における PPP/PFI 手法選択のためのガイドライン

アクションプランにおけるウォーターPPP事業化の目標件数

分野名	事業件数10年ターゲット〈ウォーターPPP〉
水道	100件
下水道	100件
工業用水道	25件

出典：PPP／PFI推進アクションプラン（令和５年改定版）の概要：内閣府HP

２.ウォーターPPPの概要

ウォーターPPPと国費支援について

・令和9年度以降の汚水管の改築に係る国費支援に関して、ウォーターPPP導入が決定済みであることが要件化されている。

国土交通省

基礎編「第3章」3.7　交付金等要件化の概要

○ 汚水管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路等の下に埋設されている汚水管の耐震化を除き、ウォーターPPP導入を決定済みであることを令和9年度以降に要件化する。

○ 交付金等の要件充足には、本ガイドライン3.1「対象施設・業務範囲の設定の考え方」（詳細は本ガイドライン3.4、3.5参照）が前提

○ よって、入札・公募の開始（募集要項等の公表）時点で、対象施設・業務範囲の設定が、少なくとも一つの処理区のすべての施設等ではない場合、この理由について、管理者は客観的な情報に基づいて説明できる必要がある

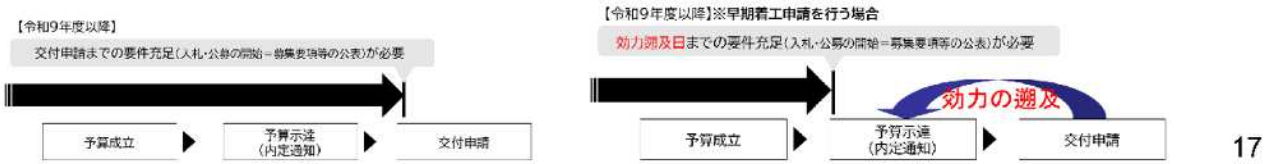
○ 令和9年度以降に汚水管改築の交付金等を受けるには、「ウォーターPPP導入を決定済み」であることが必要

○ 「ウォーターPPP導入を決定済み」は、レベル3.5の場合、入札・公募の開始（募集要項等の公表）を意味（入札・公募以外の民間事業者等の選定等の場合は契約締結、入札・公募以外の民間事業者等の選定等の場合は、契約締結）

○ 「令和9年度以降に要件化」については、令和9年度以降、交付金等を充足した後に、汚水管の改築に関する要素事業について交付申請することが可能

○ なお、予算成立後の財務大臣の実施計画承認日まで効力を遡及させる場合（いわゆる早期着工申請を行う場合）、当該日付までに交付要件を充足している必要がある

図表 3－8　令和9年度以降の要件化後の交付金等交付申請手続き（イメージ）



17

（出典）下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン第3.0版【レベル3.5基礎編】

２.ウォーターPPPの概要

ウォーターPPPの構成

・公共施設等運営事業（コンセッション事業）［レベル4］

自治体が施設の所有権を保有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式

・管理･更新一体マネジメント方式［レベル3.5］

コンセッションに準ずる効果が期待できる官民連携方式（下記4要件を満たす民間委託）

①長期契約 ②性能発注 ③維持管理と更新の一体のマネジメント ④ プロフィットシェア

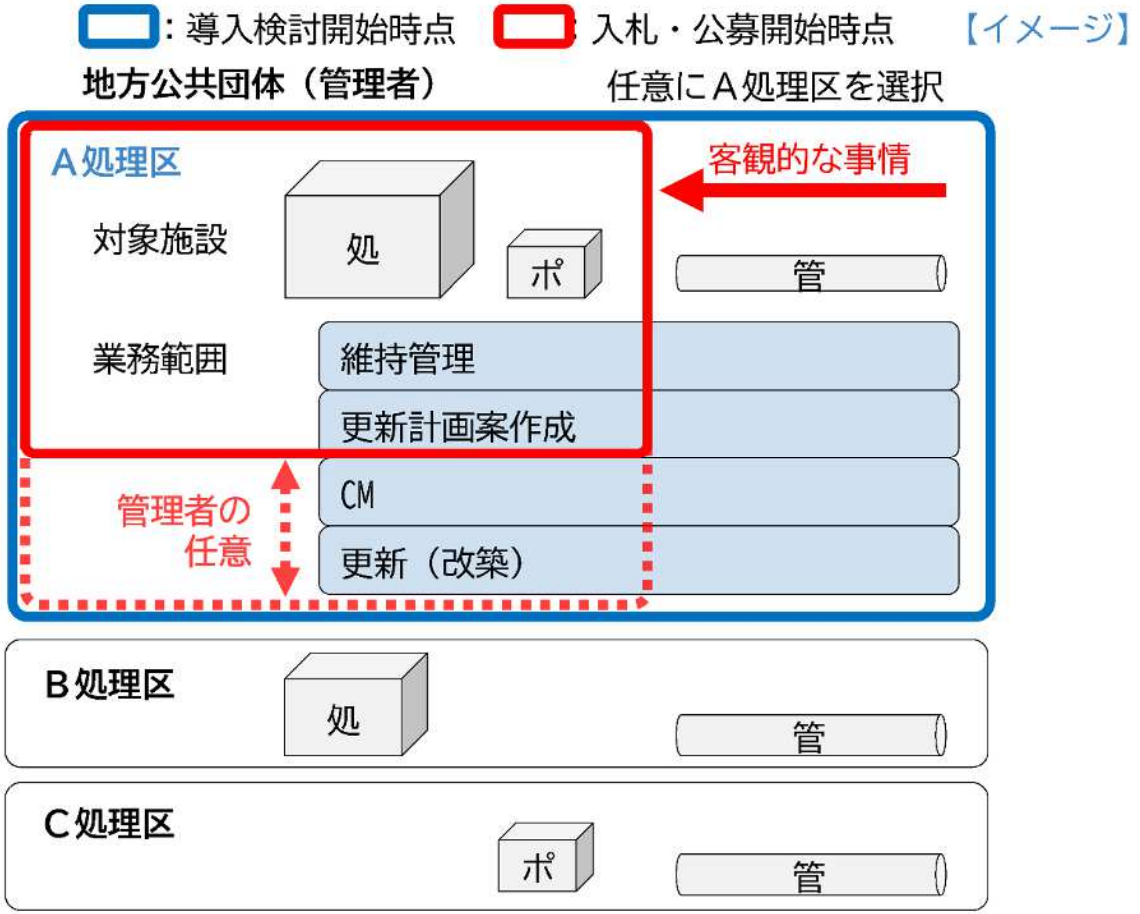


（出典）ウォーターPPPの概要

2.ウォーターPPPの概要

ウォーターPPPが対象とする施設及び業務範囲の設定の考え方

・ウォーターPPPが対象とする施設及び業務の考え方として、まずは少なくとも一つの処理区に対し、その全ての施設について、維持管理と更新（改築）の一体的なマネジメントの観点から関係する全ての業務を念頭に置いて、導入検討を開始するものとされている。



▲対象施設･業務範囲設定の考え方（一例）

（出典） 下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン第3.0版【レベル3.5基礎編】

２.ウォーターPPPの概要

レベル3.5適用の4要件
要件①　長期契約

・契約期間は、企業の参画意欲、地方公共団体の取組やすさ、スケールメリット、投資効果の発現、雇用の安定、人材育成等を総合的に勘案し、原則10年とすることとされている。

○ 例外的な事業期間を設定する場合は、管理者がその理由を公表情報等に基づいて説明できる必要があり、想定されうる例外は次の通り

- 施設等の改築等のタイミングを考慮することによる事業期間の微調整
 ※例えば、改築等の需要が増大する期間の切れ目までを対象範囲に含む場合
- レベル4に移行したい等の特段の意向が管理者にある場合に、客観的な情報に基づいて説明できる準備をした上で事業期間設定
- 5年間程度の更新支援型と、10年間程度の更新実施型を組み合わせた、合計15年間程度のレベル3.5更新実施型
- 段階的な広域型・分野横断型で一定の条件を満たす場合（詳細は、本ガイドライン【レベル3.5実施編】第2章を参照されたい。）

（出典） 下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン第3.0版【レベル3.5基礎編】

２.ウォーターPPPの概要

レベル3.5適用の4要件
要件②　性能発注

・委託者が求めるサービス水準を明確にし、受託者の創意工夫を活かしてその水準を確保する性能発注を原則とする。
・要求水準や官民のリスク分担は、十分な情報開示と官民対話を踏まえて設定が必要。
・管路については、仕様発注から開始し、事業期間中に段階的に性能発注へ移行することも可能である。

○ 性能発注は、委託者が求めるサービス水準を明らかにし、受託者が満たすべき水準の詳細を規定した委託であり、仕様発注よりも性能発注の方が「民間 の創意工夫の発揮」が実現しやすくなるとされる

○ また、十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返しによる契約・要求水準等の適切な規定と、これらに基づくモニタリング・履行確認の実施が必要で、明確なリスク分担（役割、責任、費用、損害分担等）が重要である

○ 管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能　※ただし、段階的な移行は、10年の事業期間中の移行を想定

○ 性能規定の例は、次の通り。

- 処理施設：処理後の水質が管理基準を満たしていること
- 管路施設：人員、時期、機器、方法等は受託者に委ねた上で適切に法定の保守点検（下水道法施行令第5条の12）を実施すること

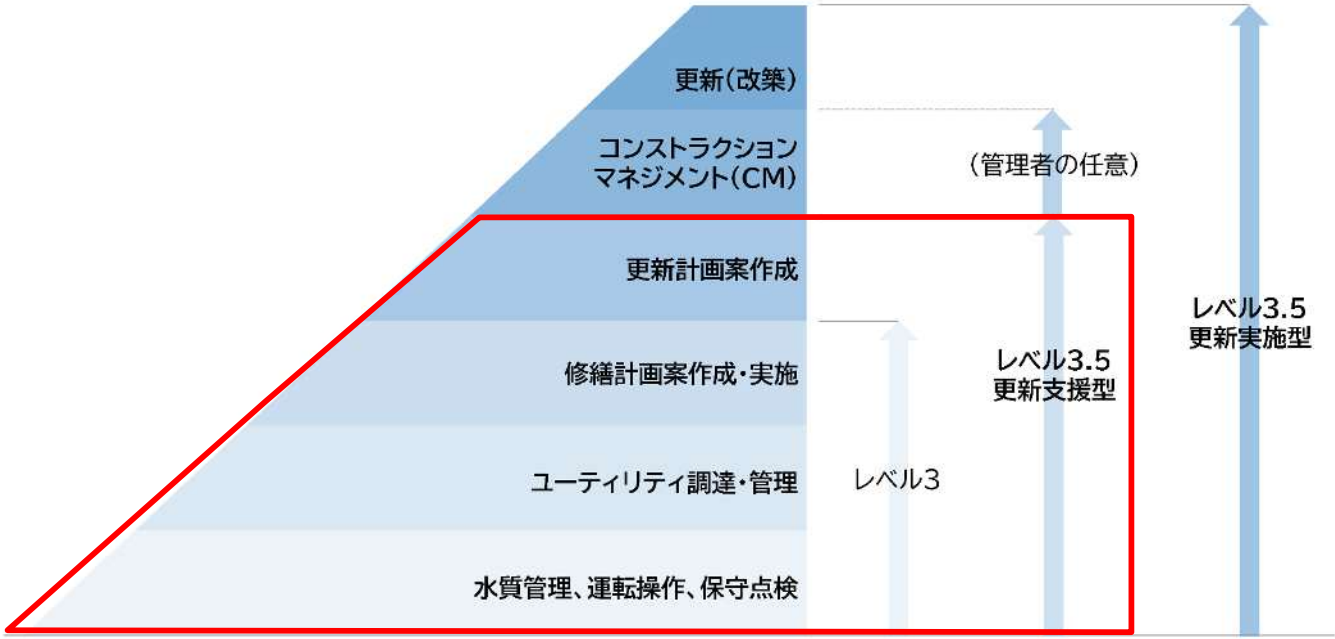
（出典）下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン第3.0版【レベル3.5基礎編】

２.ウォーターPPPの概要

レベル3.5適用の4要件
要件③　維持管理と更新の一体マネジメント

・同一の対象施設の維持管理と更新計画案の作成を一体的に委託し、維持管理で得られた情報や気づきを更新（改築）に反映することで、効率的・効果的な施設管理を図る。実施方式は、<u>更新計画案作成まで含む更新支援型</u>と、さらに<u>改築工事までを含める更新実施型</u>

・どちらかの方式を選択することができる



▲更新実施型と更新支援型のイメージ

（出典）下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン第3.0版【レベル3.5基礎編】

参考資料

レベル3.5適用の4要件
要件③維持管理と更新の一体マネジメント

▼更新実施型と更新支援型の比較

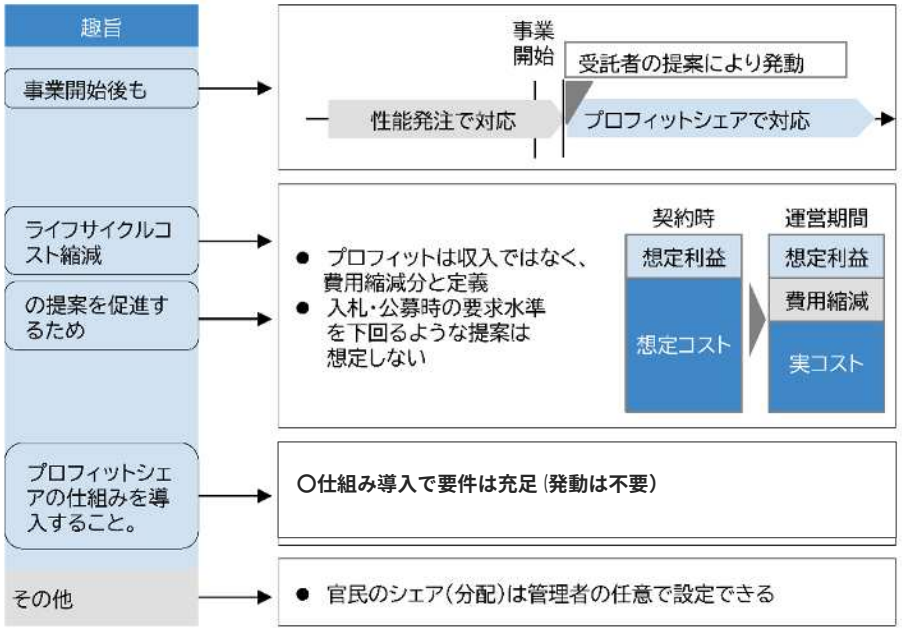
	更新実施型	更新支援型
①業務範囲	維持管理と更新を一体的に実施。	維持管理と更新計画案の策定を行う。コンストラクションマネジメント（CM）による地方自治体の更新支援も可能。
②契約関係や事業フローについて	民間事業者と地方公共団体が原則としてPFI事業契約を締結し、民間事業者と維持管理受託企業が委託契約、更新請負企業が請負契約をそれぞれ締結する。維持管理と更新工事を一括でPFI事業契約を締結した民間事業者にゆだねることで、地方自治体側にとっては体制補完の効果が得られる。	民間事業者と地方公共団体が委託契約を締結し、民間事業者と維持管理受託企業が委託契約を締結。 更新工事は、地方自治体と請負企業間で請負契約を締結。
③各要件の考え方について	入札･公募時点で更新計画があることが前提	入札･公募時点で更新計画がない（不十分）の場合においても円滑かつ迅速な案件形成が可能

※更新支援型で想定されるCM方式はピュア型CM方式である。ピュア型CM方式は、発注者の代理人またはコンサルタントとして、設計アドバイス、工事業者の選定、工程･コスト管理などの各種マネジメント業務の全部または一部を行う方式である。

2.ウォーターPPPの概要

レベル3.5適用の4要件
要件④　プロフィットシェア

・プロフィットシェアとは、民間事業者の入札･公募時の提案も含め契約時に約束された計画や手法等の変更を発動条件として、民間事業者による新技術の導入や維持管理の工夫により生み出されたコスト削減分（＝プロフィット）を官民間で分配（＝シェア）する仕組みのことである。



▲プロフィットシェアの概要
（出典）下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン第３.0版【レベル3.5実施編】

ケース	工事費	維持管理費	プロフィット（コスト削減分）
①	2縮減		2
②		2縮減	2

プロフィットシェア

官	民
1	1
1	1

▲コスト縮減分のシェアのイメージ
（参考）ウォーターPPPの概要　内閣府HP

プロフィットシェアについては、事例より以下の3通りが想定される。

- **基本型**

 改善提案を受けた結果、市が業務の効果的･効率的な提案であると判断した場合には、プロフィットシェアを発動させる方式。プロフィットの配分割合については、市と受託者側で協議の上決定する。

- **基本型＋配分割合設定**

 あらかじめ配分割合に関する設定がなされている点で特徴的な方式。

- **応用型**

 業務範囲に含まれない部分で公共側が受益する何らかの削減効果をシェアする方式。